

城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）とは、廃校となった城里町立旧七会中学校の跡地利用として、甲が施設整備を計画する行政・文化・スポーツなどの複合施設（以下「施設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が施設の整備を実施するにあたり、その施設の一部を使用する乙の責務を明確にすることにより、甲が実施する施設の整備計画を確保し、施設において適正かつ合理的な運営を図ることを目的とする。

（事業計画等）

第2条 甲及び乙は、別添の施設改修基本計画図に従って本協定締結後、速やかに施設の整備に係る詳細について協議の上、甲の責において施設改修実施設計図書を作成するものとする。ただし、施設改修基本計画図は法令や事業費等により必要があると認めた場合には、変更することがある。

2 甲は、前項で作成された施設改修実施設計図書により、甲の責において整備を実施するものとする。

（施設の使用）

第3条 乙は、施設を使用するにあたり、次に定める事項を厳守し、施設の供用開始後 10 年間は使用するものとする。

2 芝生グラウンドは、主たる練習場（練習等におけるホームグラウンド）として使用するものとする。

3 旧校舎及び附属建物（以下「施設建物」という。）の一部をクラブハウスと位置づけ主たる事務所（会社所在地）として使用するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は、施設の維持管理費用及び使用料金を甲に支払うものとする。ただし、施設の維持管理に係る費用負担区分及び使用料金については、甲乙別途協議して定めるものとする。

（連携事業等）

第5条 甲及び乙が、連携協力して行う事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) スポーツ振興に関する事業。

(2) 町民との交流等に関する事業。

(3) 観光振興に関する事業。

(4) その他この目的を達成する為に必要な事業に関する事。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 28 年 7 月 21 日

甲 東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25

城里町長

上 遠 野 修

乙 水戸市笠原町 136 番 1 号

株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック

代表取締役

酒 田 邦 郎